

11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待は、子どもを温かく守り育てるべき親や親に代わる養育者が、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為であり、子どもに対する著しい人権侵害です。

親が「しつけ」と思っている行為でも、現実に子どもの心や体が傷つく行為であれば、それは「虐待」です。親の立場よりも、子どもの立場で判断することが大切です。

児童虐待の種類

・身体的虐待

殴る、ける、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせるなど。

・性的虐待

性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど。

・保護の怠慢、拒否（ネグレクト）

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人にによる虐待を放置するなど。

・心理的虐待

言葉による脅し、無視、兄弟間差別的扱い、子どもの目の前でドメスティック・バイオレンスを行うなど。

見逃さないで、小さなサイン

虐待は家庭の中で起こっていることが多く、「虐待ではないか」という観点や問題意識を持っていないと、見過ごしてしまいます。家庭、地域、保育所などの集団生活の場、保健機関、医療機関など、それぞれの機関や日常の場面で、ちょっとしたサインを見逃さないことがとても大切です。

現在、子育て中の方へ

次のようなことで悩んでいませんか。子育ての悩みをひとりで抱え込みます、相談窓口に相談してください。

- ・どうやって子育てしてよいか分からぬで悩んでいる。
- ・子どもが言うことを聞かず、いつもイライラしている。
- ・つい、子どもをたたいたり、怒鳴ったりしてしまう。
- ・精神的、身体的に自分のことで精一杯で子育てができない。
- ・どうしても子どもがかわいく思えない。
- ・夫やパートナーの理解が得られない。

周りの皆さんへ

- ・子育て中の親が孤立しないよう、話し相手になったり、あいさつや声掛けをしたりするなどして、見守ってあげましょう。
- ・気に掛かる親子がいたり、虐待かもしれないと思うたりしたときには、相談窓口にご連絡ください（秘密は守ります）。

発見のためのチェックポイント

虐待を疑わせる状況

- ・殴る、けるなどの虐待行為そのものの目撃（親はしつけのためだと言うこともある）。
- ・たたく音や叫び声などが毎晩のように聞こえる。

子どもの状況

- ・不自然な傷が多い（顔や腕、足にあざが多くある）。
- ・夜遅くまで外で遊んでいたり徘徊したりしている。
- ・夜間に何時間も外に出され、家に入れてもらえない。
- ・体、衣服が非常に不潔である。
- ・親が夜遅くまで帰らず、年齢の低い子供たちだけで夜を過ごしている。

親の状況

- ・地域の中で孤立しており、子どもに関する他者の意見に対して被害的、攻撃的になりやすい。
- ・子どもがけがや病気をしても医者に見せようとしていない。
- ・酒を飲んで暴れることが多い。
- ・小さい子どもを置いたまま頻繁に外出している。
- ・子どもに体罰を加える。
- ・養育に拒否的であり、食事をきちんとさせないなど放置している。

まずは勇気を持って連絡を

児童虐待は、家庭という密室の中で行われるために発見されにくく、子どもは逃げたり自ら救いを求めたりすることが困難です。

児童虐待防止法では、すべての国民の義務として、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、児童相談所などに連絡（通告）しなければならないと定められています。連絡（通告）は、子どもを守り、ひいては虐待してしまう親をも救うことになります。

なお、子どもを守ることが優先されるため、守秘義務違反にはなりません。また、連絡した人が誰か分からないように、秘密は守られます。

周囲の人の温かいまなざしと実行が、子どもを虐待から守ります。

相談窓口

子育て応援のために

- 行田市子育て応援専用ダイヤル ☎556-2011
- 保健センター ☎553-0053

虐待防止のために

- 行田市虐待防止ホットライン ☎0120-556-212
- 児童相談所全国共通ダイヤル ☎0570-064-000
- 埼玉県休日夜間虐待通報ダイヤル ☎048-779-1154

▶問い合わせ 子育て支援課保育担当（内線263）